

## ○山口県警察鉄道警察隊列車警乗実施要領(例規通達)

昭和 62 年 3 月 26 日

警 務 第 3 1 3 号

### 第 1 趣旨

この要領は、山口県警察の鉄道警察隊に関する訓令（平成 15 年山口県警察本部訓令第 17 号）第 12 条の規定に基づき、列車への警乗（以下「列車警乗」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 活動重点

列車警乗を行うに当たっては、制服による「見せる活動」の徹底、不審者等に対する声掛け・職務質問等により、各種犯罪の予防及び検挙に努めるとともに、行方不明者等の保護、少年の補導等に当たるものとする。

### 第 3 区域

列車警乗の区域は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 66 条第 1 項の規定により関係県警察と協議して定めるものとする。

### 第 4 種別

列車警乗の種別は、次のとおりとする。

- (1) 警察庁指定警乗 警察庁生活安全局地域課長（以下「警察庁地域課長」という。）が指定した警乗路線、警乗区間及び警乗回数を対象として実施するもの。
- (2) 警察本部指定警乗 山口県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した警乗路線、警乗区間及び警乗回数を対象として実施するもの。

### 第 5 実施区分

- 1 列車警乗は、次の表の区分によつて実施するものとする。ただし、状況に応じて変更することができる。

【第 5 の表】 のとおり

- 2 本部長は、必要に応じて、列車警乗を行う路線及び区間を指定することができる。

### 第 6 関係機関との連絡

鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）は、鉄道事業者その他の関係団体と緊密な連携に努め、警乗勤務の円滑適正な運営を図るものとする。

### 第 7 実施計画書の作成

- 1 隊長は、列車の運行状況（列車種別、列車本数、乗車人員等）、事件・事故等（以下「事件等」という。）の発生状況等を十分把握した上で、次の事項に配意して列車警乗実施計画書（別記第 1 号様式）を作成し、本部長の承認を受けなければならない。

#### (1) 警乗路線、警乗列車及び警乗区間

列車内及び駅施設における事件等の発生状況、列車の運行状況、乗車人員の多寡、体制等を勘案して、警乗を実施すべき路線、列車及び区間の選定を行うこと。

(2) 警乗回数

事件等の発生状況、乗車人員の変動、体制等に応じた回数を設定すること。

(3) 警乗実施日等

ア 事件等の発生率、乗車人員等の変化を月別、曜日別に分析する等により、列車警乗の必要性の高い日又は時間帯を選定すること。

イ 年末年始、行楽期又は祭礼・行事等が行われる日には、警乗を強化すること。

- 2 1の規定により列車警乗実施計画書を作成する場合において、2以上の県警察の管轄区域にわたるものを作成するときは、事前に関係県警察と路線、列車、区間及び実施日について協議するものとする。

**第8 列車警乗実施計画の変更又は中止**

列車警乗実施計画を変更し、又は中止する場合は、警察庁地域課長及び関係管区警察局長に対してその旨を文書で報告するとともに、関係県警察の本部長に連絡するものとする。

**第9 勤務員の編成**

- 1 列車警乗は、原則として鉄道警察隊員（鉄道警察隊の職を兼ねる警察署員を含む。以下「隊員」という。）2名1組で実施するものとする。

- 2 1の規定にかかわらず、隊員以外の者が列車警乗を実施する場合は、原則として隊員とともに行うものとする。

**第10 服装**

列車警乗に従事する警察官（以下「警乗警察官」という。）は、制服を着用するものとする。ただし、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号）第6条の2第2項の規定等により警乗に当たって私服の着用を認める場合は、この限りでない。

**第11 勤務員の配意事項**

警乗警察官は、旅客に不快の念を抱かせないように服装、言葉遣い、態度等に十分注意するとともに、次の事項に配意しなければならない。

(1) 警乗の実施に当たり配意すべき事項

ア 最近の列車内における事件等の発生状況及び当日の列車運行状況を事前に把握しておくとともに、列車警乗に際しては、必要な装備資機材を携行すること。

イ 乗車前に待合室及びその周辺を巡回し、不審者等の発見に努めるとともに、警乗列車の発車おおむね10分前に出発ホームに臨場し、旅客の動向等を把握すること。

ウ 発車前に当該列車の車掌と連絡をとり、警乗区間を告げるとともに、旅客に関する情報、事件等の発生時における相互の連絡及び協力の方法、待機場所等について打合せを行うこと。

エ 車内巡回は、列車警乗開始後及び終了前に行うほか、途中駅において旅客の相

当数が入れ替わつたときなど、必要に応じて実施すること。

オ 車内巡回に際しては、旅客の動向、手荷物の保管状態、不審物の有無等に注意し、犯罪の予防及び検挙並びに事故の防止に努めるとともに、要保護者の発見及び救護に当たること。

(2) 警乗実施中に事件等を処理することとなつたときの配意事項

ア 列車警乗中に被疑者の逮捕、追尾等緊急の事態が発生したときは、当該列車警乗を中止し、又は警乗列車を変更するなどにより迅速的確に対処すること。

イ 事件等の発生を速報する必要があるときは、無線機等により列車内から関係各県警察にその事実、状況等を連絡すること。

ウ 被疑者等を連(同)行するときは、列車からの飛降り等の不測の事故が発生しないよう十分に注意すること。

## 第12 事案等の引継ぎ

1 警乗警察官は、列車警乗中に被疑者を逮捕し、又は要保護者を保護したときは、必要な書類を作成し、証拠物件とともに、必要に応じて逮捕地又は最寄りの駅を管轄する警察署に身柄を引き継ぐものとする。

2 警乗警察官は、列車警乗中に被害届を受理したときは、必要な書類を作成し、被害の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

3 2の規定にかかわらず、被害の発生地が明らかでない窃盗事件に係る被害の届出を受けたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 列車内で被害者から被害の届出を受けたときは、被害者が被害を受けたことを認識した後に最初に停車する駅を管轄する警察署に事案を引き継ぐものとする。

(2) 列車から下車した後に被害を受けたことを認識した被害者から被害の届出を受けたときは、下車した駅を管轄する警察署に事案を引き継ぐものとする。

(3) 乗車中に既に被害を受けたことを認識していた被害者から、後刻、当該被害について届出を受けたときは、当該被害者が最初に被害を受けたことを認識した駅等を管轄する警察署に事案を引き継ぐものとする。

4 事件又は事故を引き継ぐときは、あらかじめ隊長から指揮を受けるものとする。

## 第13 遺失及び拾得に係る届出の取扱い

1 列車警乗中に遺失又は拾得に係る届出を受けたときは、最寄りの交番等を教示するなどして対応するものとする。

2 1の場合において、鉄道施設内において拾得した物件については届出を受けたときは、駅員又は列車の車掌に当該物件を差し出すように教示するものとする。

## 第14 応援等

1 警乗警察官は、列車警乗中に沿線の警察署から犯罪の手配を受けたときは、速やかに列車内の検索を行い、犯人の検挙に努めなければならない。

2 隊長は、勤務中に不測の事態が発生し、又は職務を執行するために警察官の応援

を求める必要がある場合は、関係所属長に連絡するものとする。

#### **第15 視察**

隊長は、必要があると認めるときは、自ら又は隊員をして、列車警乗の実施状況を視察するものとする。

#### **第16 報告**

警乗警察官は、列車警乗を終えたときは、速やかに列車警乗実施状況報告書（別記第2号様式）を作成し、隊長に報告するものとする。

#### **第17 指導教養**

隊長は、列車警乗を効果的に行うとともに、旅客に対する接遇の適正を期するため、関係法規、勤務要領等について指導教養を行うものとする。